

福島市児童福祉施設入所に要する費用徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

福島市長 馬 場 雄 基

福島市規則第 63 号

福島市児童福祉施設入所に要する費用徴収規則の一部を改正する規則

福島市児童福祉施設入所に要する費用徴収規則（昭和40年規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第6項中「負担金徴収額」を「負担金徴収金」に、「別表第4」を「別表第5」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 認定こども園条例第2条に規定する認定こども園において病児・病後児保育を利用する児童に係る負担金徴収金については、別表第4に定める額とする。

別表第4を別表第5とし、別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4（第2条関係）

病児・病後児保育利用料

利用時間区分	負担金徴収額（日額）
4時間以内の利用	1,000円
4時間を超える利用	2,000円

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。